

「動物衛生学 第2版」正誤表 第1刷（「第2～3刷」正誤表もご覧ください）

	誤	正																
2 頁 下から 7 行目	2006 年には低病原性鳥インフルエンザ	2005 年には低病原性鳥インフルエンザ																
2 頁 下から 4 行目	2021 年度には 11 道県 25 事例で	2021 年度には 12 道県 25 事例で																
9 頁「表 1-2」中ほど 太字	1977（平成 9）年の大幅改正	1997（平成 9）年の大幅改正																
11 頁「表 1-3」タイトル	表 1-3 家畜伝染病の変遷	表 1-3 監視伝染病の変遷																
20 頁～23 頁「表 1-5」および 24 頁～25 頁「表 1-6」の 項目見出し	<table><tr><th colspan="2">乳用牛の雌等</th><th colspan="2">肉用牛等</th></tr><tr><td>成牛</td><td>胎子・ 出生子牛</td><td>成牛</td><td>胎子・ 出生子牛</td></tr></table>	乳用牛の雌等		肉用牛等		成牛	胎子・ 出生子牛	成牛	胎子・ 出生子牛	<table><tr><th colspan="2">乳用牛の雌等</th><th colspan="2">肉用牛等</th></tr><tr><td colspan="2">胎子・出生 子牛(内数)</td><td colspan="2">胎子・出生 子牛(内数)</td></tr></table>	乳用牛の雌等		肉用牛等		胎子・出生 子牛(内数)		胎子・出生 子牛(内数)	
乳用牛の雌等		肉用牛等																
成牛	胎子・ 出生子牛	成牛	胎子・ 出生子牛															
乳用牛の雌等		肉用牛等																
胎子・出生 子牛(内数)		胎子・出生 子牛(内数)																
32 頁 下から 17 行目	〔この法律の規制対象は、牛、豚、	〔この法律の規制対象は、牛、馬（食用に供さないものは除く）、豚、																
34 頁 下から 8 行目	ア. 偶蹄類の動物、馬、鶏、ウズラ、ダチョウ、七面鳥、カモ目の鳥類、犬、ウサギ、および みつばち （死体を含む）	ア. 偶蹄類の動物、馬、鶏、ウズラ、 キジ 、ダチョウ、 ホロホロ鳥 、七面鳥、カモ目の鳥類、犬、ウサギ、および ミツバチ （死体を含む）																
38 頁 上から 16 行目	特定家畜防疫指針が定められており、	特定家畜 伝染病 防疫指針が定められており、																
38 頁 上から 17 行目	高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、	高病原性・ 低病原性 鳥インフルエンザ、豚熱、																
47 頁 下から 3 行目	指定家畜の予防的殺処分（口蹄疫のみ）が	指定家畜の予防的殺処分（口蹄疫 およびアフリカ豚熱 ）が																
169 頁 下から 11 行目	（人：アフリカ睡眠病、家畜：ナガ ラ 病）を	（人：アフリカ睡眠病、家畜：ナガ ナ 病）を																
170 頁 上から 11 行目	目が、胸 穴 類には、汎ケダニ目と汎ササラダニ目	目が、胸 板 類には、汎ケダニ目と汎ササラダニ目																
173 頁 下から 8～9 行目	昆虫の性 ホルモン や集合 ホルモン を	昆虫の性 フェロモン や集合 フェロモン を																
173 頁 下から 1 行目	蒸散剤、徐 法 剤、食餌剤（ベイト剤）など	蒸散剤、徐 放 剤、食餌剤（ベイト剤）など																
207 頁 上から 2 行目	家畜など（8 種）：牛、めん羊、山羊、シカ、 豚 、鶏、	家畜など（9 種）：牛、 馬 （食用に供さないものは除く）、豚、めん羊、山羊、シカ、鶏、																
268 頁 図 10-5 差替え																		
268 頁 図 10-5 キャプション	図 10-5 死亡廃用共済事故別頭数	図 10-5 乳牛の雌等（胎子、出生子牛を除く）の死亡廃用共済事故別頭数																
268 頁 図 10-6 差替え																		
268 頁 図 10-6 キャプション	図 10-6 疾病傷害共済事故別件数	図 10-6 乳牛の雌等（胎子、出生子牛を除く）の疾病傷害共済事故別件数																
435 頁 下から 6 行目	2108 年にはアルジェリアのラクダで	2018 年にはアルジェリアのラクダで																

「動物衛生学 第2版」正誤表 第2～3刷

	誤	正
234 頁 表 8-6 A 下から 2 段目	反芻動物（哺乳期のものを除く）および家禽に給与される飼料	家畜 〔反芻動物（哺乳期のものを除く）を除く〕および家禽に給与される飼料